

横須賀市営住宅にお住まいの皆様へ

－家賃の滞納対策の強化について－

■連帯保証人に対する働きかけについて

これまでも滞納状況により、電話あるいは口頭で連帯保証人（※）に対して、家賃納付についてお願いをしてきました。

家賃を滞納され、支払い約束をしているにもかかわらず、状況が改善されない、全く話合いをしていただけない場合等には、連帯保証人に状況をお知らせし、滞納された家賃を連帯保証人にも請求していきます。

連帯保証人が亡くなっている場合は、その相続人に同様な働きかけをします。

※連帯保証人の住所、氏名、連絡先、勤務先等に異動があった場合は、『市営住宅連帯保証人連絡票』を横須賀市営住宅の指定管理者である一般社団法人かながわ土地建物保全協会に提出してください。

－入居承継と同居について－

平成 23 年 4 月 1 日から、承認される範囲等が変わっています

1. 「入居承継ができる範囲」の変更

原則として、入居者（名義人）と同居している**配偶者のみ**となります。

※高齢者や障害をお持ちの方など、配偶者以外の方でも承継できる場合がありますので、ご相談ください。

※「入居承継」とは市営住宅の入居者（名義人）が亡くなったり、離婚または特別養護老人ホーム等の施設に入所したことにより市営住宅から転出した場合に、同居者が市の承認を得て引き続き居住するために、名義を変更することです。

2. 「同居ができる資格」の追加

同居しようとしている方が、「過去に市営住宅に入居していた場合には、**市営住宅の家賃を滞納していない**こと」が条件となります。

※「同居」とは市営住宅に入居許可された方以外の方が市の承認を得て、新たに市営住宅に入居することです。

※入居者（名義人）が亡くなる、または転出した際に保全協会に連絡をしない方がいます。入居者（名義人）が亡くなる、または転出した際は、必ず保全協会に連絡するとともに 14 日以内に入居承継承認申請書を提出してください。申請等が遅れますと、入居承継が承認されないことがありますので、早めに保全協会にご相談ください。

快適な市営住宅での生活をめざして

～住まいのルールを守りましょう～

ルール その1

犬・猫などのペットの飼育はやめましょう

- ・ 市営住宅では動物の飼育は出来ません。
- ・ 団地という共同生活の場では動物の嫌いな方もいます。快適な生活を送るためにも動物の飼育はやめましょう。
- ・ 万一飼っている場合は、親戚などに引き取ってもらうか保健所などに相談してください。



ルール その2

生活騒音に注意しましょう

- ・ 共同住宅は、壁ひとつで隣と接しているため、知らぬ間に迷惑をかけていることがあります。
- ・ テレビ・ステレオ・カラオケ・楽器の音・車のアイドリング音など、隣近所の迷惑になりますので、生活騒音は最低限に抑えトラブル防止に努めましょう。

ルール その3 結露・カビの発生を予防しましょう

- ・ コンクリート造の住宅は、気密性が高く、湿気や室内外の温度差により、結露・カビの発生しやすい構造になっています。換気や室内の清掃に心がけ、結露・カビの発生を予防しましょう。



ルール その4 火災の予防に努めましょう

- ・ 放火の標的にならないよう、階段踊り場・通路・ベランダの下などに物を置かないようにしましょう。
- ・ タバコ、ストーブ、調理中の火・油などの取り扱いに十分注意しましょう。

横須賀市都市部市営住宅課

横須賀市営住宅指定管理者

(一般社)かながわ土地建物保全協会

電話 046-823-1959